

諮問第1号

元古都第278号

古賀市都市計画審議会

会長 日高 圭一郎 様

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

福岡広域都市計画地区計画の変更（古賀市決定）について

令和元年7月5日

古賀市長 田 辺 一 城

（理由）

玄望園地区地区計画において、地区施設の配置を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により当該都市計画を変更するもの。